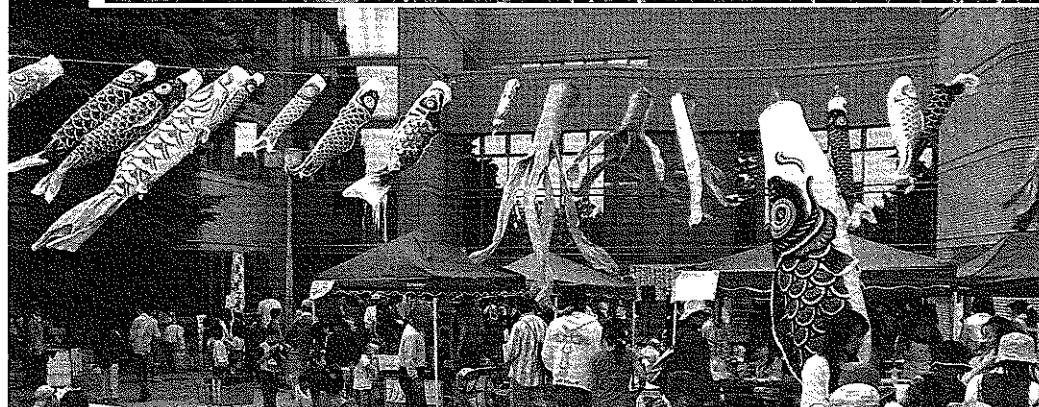


# KSKQ

# No.40

# 障害者事業団だより

## 財団法人箕面市障害者事業団



二〇一一年六月三十日発行／毎日発行／一九九一年九月三日第三種郵便物認可

2011年5月14日(土)に箕面市において「東北関東大震災 被災障害者救援バザー～みんなでつくる春のバザー～」が開催された。毎年この季節に豊能障害者労働センターが開催している「春の大バザー」を、今年は、被災障害者支援のためにNPO 法人ゆめ風基金を通じて全額寄附する目的に変更して開催されたものである。

障害者事業団でもこのバザーに参加し、綿菓子販売ブース売上を主催者を通じてゆめ風基金に寄附し、バザー販売のボランティア参加をおこなった。その他被災地支援としては、事業団職員に義援金や物資提供を募り、赤十字や各団体を通じて寄附をおこなった。ささやかだが、何かをしなくては…との思いを込めて。

### 巻頭論文 ..... 2P

障害者事業団をもっと知っていただきたいシリーズ⑦  
いよいよ国にモデル事業を提案～2011年2月15日、箕面市長ととも  
に、内閣府・厚生労働省等へ

### 事業団日誌 ..... 5P

### 就労支援課より ..... 6P

「障害者事業団らしい就労支援」のルーツとは…?

### 重度障害者市民のViewpoint ..... 8P

### 平成21年度 平成22年度 連続講座の報告 ..... 10P

### 働く顔 ..... 11P

### お知らせ・編集後記 ..... 12P

## いよいよ国にモデル事業を提案～2011年2月15日、 箕面市長とともに、内閣府・厚生労働省等へ

(財) 箕面市障害者事業団 常務理事 兼 事務局長 栗原 久

平成23年(2011年)2月15日(火曜日)、朝6時30分に新大阪駅集合。

箕面市の倉田哲郎市長とともに、市長政策室参与として、東京へ。

雪の遅れであわてたものの、最初に、内閣府へ**総理大臣あて**と、**障がい者制度改革推進会議議長あて**の要望書を提出、次に厚生労働省へ**厚生労働大臣あて**を提出(右頁参照)。

そして昼からは障がい者制度改革推進会議と総合福祉部会合同の「就労」作業チームへ参加。

このチームは、昨年10月から始まったものだが、松井亮輔 法政大学名誉教授を座長に全部で10名のメンバーで構成されている。

総合福祉部会は55名のメンバーで会議をしているので、なかなかテーマを絞った議論がしにくい。さらに、労働・雇用については、福祉の範囲だけでは検討できないため、推進会議との合同チームになった。

この間、6回の討議を経て、現在、チームの報告書をまとめる作業に入っている。

そして、各回の議論の多くを、福祉的就労のあり方や、社会的雇用(社会支援雇用)、賃金補てん等、新たな政策へ向けての議論に費やしている。

こうした大胆かつ本質的なディスカッションが、国の会議でなされたことは、今までなかったと考える。

こうした議論と並行して、今回、箕面市は国へ**社会的雇用(賃金補てん等)のモデル事業について提案**を行った。

この提案のポイントは2点、①賃金補てん制度を我が国で実施する際の課題を、机上の論議ではなく実践を通して検証すること、②モデル事業は、箕面市や滋賀県の自治体独自制度のみならず、自立支援法のA型・B型等も含め行うこと、である。

また、提案に際して添付した参考資料においては、社会的雇用がコスト削減にもつながることを具体的に説明している。

社会的雇用の実施によって、福祉予算等のコストが削減されることは既報のとおりだが、社会的雇用を箕面市単独で実施していることにより、結果としての市のコストは増になる。

つまり、減る方は国・府・市の分が減るが、増える方は市の分だけなので、トータルでは市の負担が増えるというわけである。

国事業にすれば、国・都道府県・市町村全体のコストが圧縮されると試算もしている。

コスト論を持ち出すと、批判も受けるが、平成2年(1990年)にアメリカで全米障害者法(ADA)が成立したときのことを思い出したい。

一方で、障害者の人権保障の流れがあり、他方で、障害者が働くことによる社会保障費の削減を主張する流れがあつて、ADAはできたのである。

こうした歴史的な事実も踏まえ、新たな制度創出に向け、今後、国や他団体等と積極的な連携・協力を図っていききたい。

本原稿を書き終えた直後に、東日本大震災が起きました。

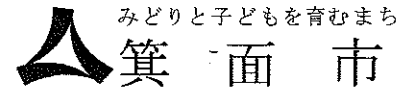
亡くなった方々のご冥福を慎んでお祈りし、甚大な被害に会われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

なお、3月15日に予定されていた「就労」合同作業チームは延期になりましたが、4月26日に再開したところです。

大阪府箕面市では、政府の障害福祉制度の改革にあわせて、新たな就労の仕組みである「社会的雇用」の制度化を提案しています。(昨年3月にも制度創設の要望書を提出)

このたび同制度の「モデル事業の実施」を提案いたしましたので、ご支援いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(※) 同要望書は、民主党代表、厚生労働大臣、障がい者制度改革推進会議議長あてにも提出しています。



箕健障第667号  
平成23年(2011年)2月15日

内閣総理大臣

菅 直 人 様

大阪府箕面市長

倉 田 哲 郎

「社会的雇用」国制度化に向けたモデル事業の実施について (要望)

平素から基礎自治体の福祉行政施策の推進にご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、障害者にとって、ハードルの高い「一般就労」と、低賃金で自立に至らない「福祉的就労」の中間に位置する「社会的雇用」制度の国制度化を提案しています。

この制度は、重度の障害があっても能力・適性に合わせて働けるよう、障害者を雇用する事業所に対し、公的資金で障害者の賃金を補填するというもので、本市では単独事業として20年来実施し、障害者・支援者から高い支持を得ています。

本市では、「社会的雇用」制度を国制度化することにより、働きたくても働くところがない障害者に新たな選択肢を提供し、非就労から就労にシフトすることで、それまで非就労の障害者にかかっていた社会的コストを大きく削減できると考えています。この提案については、障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会の場でご議論いただいているところですが、国制度化を考えていく上で、まず、賃金補填制度の効果や課題等を整理・検証するためのモデル事業を実施することが必要不可欠であると考えています。

そこで、「社会的雇用」制度の国制度化に向け、モデル事業をぜひとも実施されたく、下記について強く要望します。

記

「社会的雇用」制度の国制度化に向け、モデル事業実施のための予算を措置されたい。

別紙「『社会的雇用』の制度化に向けたモデル事業(提案)」において、モデル事業の枠組みについて記載しておりますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

<要望書に添付した参考資料(抜粋)>

## 箕面市が提案するモデル事業の概要

全国で80ヶ所程度の「社会的雇用モデル事業所」を展開することにより、賃金補填などを伴う「社会的雇用」が障害者就労施策にもたらす効果を実証的に検証し、我が国における保護雇用(社会的雇用・社会支援雇用)の制度化に向けた課題を整理します。

### 1 モデル事業の概要

- 国が80ヶ所程度の「社会的雇用モデル事業所」を指定
- 事業所の
  - ①障害者への賃金補填
  - ②事業所の運営経費 に対して支援を実施
- 負担割合は、  
国:1/2、都道府県:1/4、市町村1/4

### 2 予算規模: 10億円

- 概ね2500万円×80ヶ所×国負担1/2
- 規模や内容により、実際には1事業所あたり1800万円~4500万円程度の幅があるものと想定

### 3 検証事項

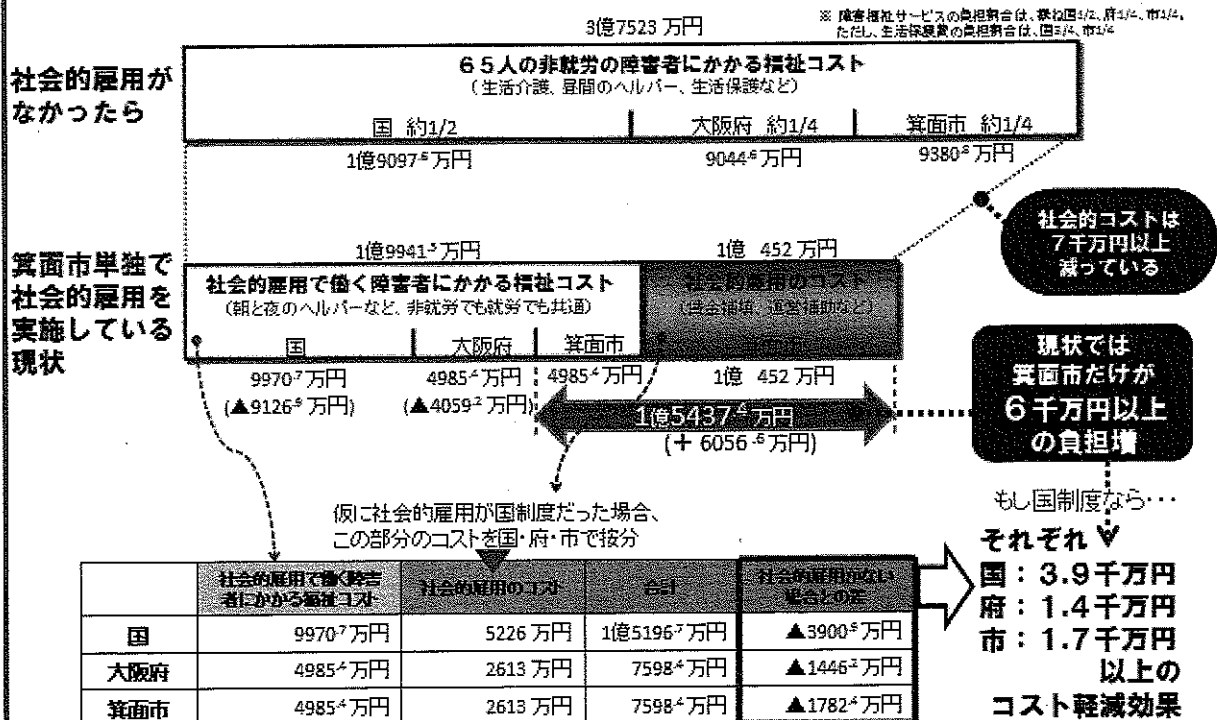
- 賃金補填による障害者自身の働く意欲への影響や、共に働く非障害者の意識の変化
- 対象とすべき障害者や事業所の要件など、保護雇用(社会的雇用、社会支援雇用)の制度化にあたっての課題整理

### 4 想定される事業所

- 最低賃金の減額特例を受けている就労継続支援A型
- 最低賃金の1/4以上の工賃を支払っている就労継続支援B型
- 大阪府箕面市や滋賀県など、自治体独自の制度として賃金補填を実施している事業所

## 箕面市でのコスト変化の現状

箕面市の障害者事業所では65人の障害者が雇用されています。その結果社会的コストは7千万円以上削減されていますが、箕面市だけが6千万円以上の負担をしています。 ※平成21年度決算(助成対象65人)より算出



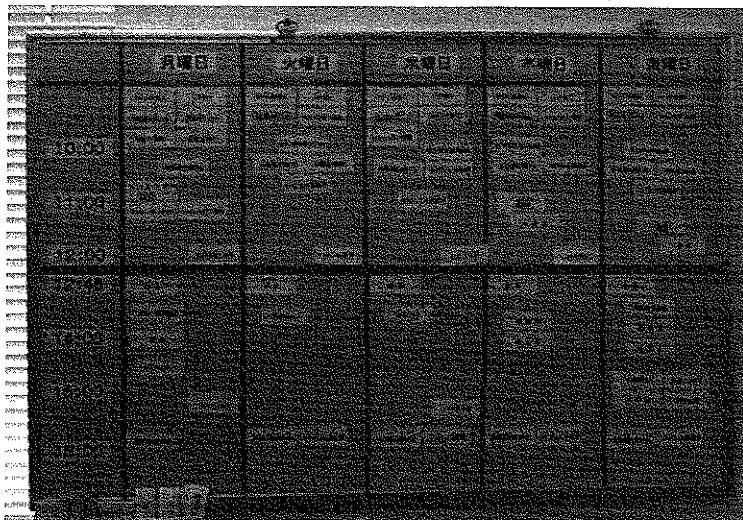
# 事業団日誌

当事業団(事業課)では一般企業でも作業所などでの福祉的就労でもない、二つの谷間を埋める「社会的雇用」の場として、日々様々な取り組みをしています。箕面市内の公園花壇や公共施設の植栽管理をおこなう緑化部門、箕面市立リサイクルセンターでのカン・ビン選別作業や清掃業務をおこなうリサイクル部門、公共施設での喫茶店を運営する収益事業係、機関紙発行や障害者問題などについての啓発をおこなう企画係などで、計 20 名の障害者職員が活躍しています。今回はその一例ではありますが、簡単にご紹介させていただきたいと思えます。

## 企画係のA職員

企画係のなかで、簡単なPC入力や事務所の清掃業務をおこなう、勤続 11 年のA職員。単独での業務もあり常に目配りをすることが難しいこともあってか、作業箇所や手順を忘れることや、時にはこっそりサボってしまうことも……。

そんなA職員には、一つ一つの作業に理解しやすいマニュアルを作成したり、一日のスケジュールを一目でわかり、すぐ確認できるようにホワイトボードを用いて掲示したりしています。ホワイトボードにスケジュールを掲示することで、本人はもちろん、サポートを担当する職員以外の職員もA職員のスケジュールを把握でき、より多くの目配りや声かけに繋がっています。

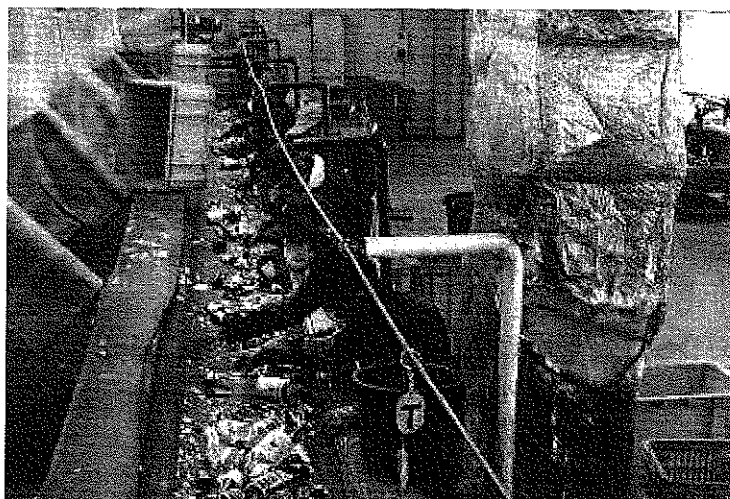


## リサイクル部門のB職員

カン・ビン選別作業と館内清掃業務で計 8 名が働くリサイクル部門、当然作業を習得してもらったため工夫をしながら色々なサポートをおこなっています。それ以外にも、職場内ではこのような取り組みをしています。

勤続 14 年のB職員、以前は言葉がうまく話せず、思ったことをほとんど伝えられませんでした。ただ、いつも周りの職員に必死に話しかけるA職員、何とか聞き取ろうとするが理解できない周りの職員、そんなやりとりが 10 年以上続いていました。

しかし、ある日、B職員が「ガベンダイダー、ヘンジン」と言い、それを聞いた職員が「仮面ライダー、変身？」と聞き返すと、今までに見せたことのないぐらい満面の笑みで喜んでいました。自分の話したことが伝わったことが本当に嬉しかったようで、それからは今まで以上に必死に話しかけるようになりました。会話の楽しさを知ったB職員としっかり理解しようとする周りの職員、日々の会話が増え繰り返すなかで、徐々にですが発音もしっかりとしてきました。



## まとめ

計 20 名に対して、それぞれに必要なサポート(職業生活全般に)をすることで、彼らの持てる力を最大限に発揮でき、職場でも大切な戦力として活躍しています。これからも様々な課題に直面するかもしれませんが、その都度個々に合った工夫をしながら、永く活躍してもらえよう支えていきたいと思えます。

## 就労支援課より

## 『障害者事業団らしい就労支援』のルーツとは…？

障害者自立支援法の施行により、原則2年以内の施設通所を通じた関わりを通して一般企業への就職を目指す就労移行支援事業の仕組みが作り出されました。その結果、各地で一般就労に向けた取り組みが広がっています。北摂地域も例外でなく、当事業団以外にも、就労移行支援事業の取り組みをすすめる施設が増えてきました。

就労移行支援事業所の中には、ノウハウ不足のために十分な実績をあげることができていないという批判もある一方で、着実に実績を積み上げているところも少なくありません。また、そういった実績を上げている事業所は、運営法人自体の設立経過や就労移行支援以外の法人の取り組みを踏まえた「法人らしさ」が感じられるところも少なくありません。

では、私たちの就労支援の取り組みにおける「障害者事業団らしさ」とは、どのようなものなのか、本稿を通して、改めて見つめ直してみたいと思います。

## 1. 障害者事業所のスピリット

～障害の軽い人も重い人も、その人に応じた就労の実現を目指す

社会的雇用の制度化を提案している箕面の街では、30年近く前の頃から、障害のある人もない人も、地域の中で共に働いていくことを目指す障害者事業所の取り組みがすすめられていました。

現在もちろん、学校を卒業した障害者は、重い障害があっても賃金を得て働くことを目指していくという考え方が根付いています。このような地域で設立された障害者事業団が取り組む就労支援であるからこそ、障害の程度や状況、年齢にかかわらず、一人ひとりに応じた企業就労の実現を目指して障害当事者に向き合っていくという考え方が、当然のように染み付いているのだと感じています。

## 2. 障害者事業団の直接雇用で得た確信

～道具の工夫や周囲の人の関わりなど、環境因子に働きかけることの大切さ

障害者事業団は、公園花壇の管理業務、リサイクルセンターにおける缶ビンの選別業務等の市の委託事業、喫茶店運営や法人の総務部門での業務を通して、20人あまりの障害のある人と共に働く取り組みをすすめています。この中で、共に働くスタッフの声かけ、危険回避等の関わり、より安全で確実に作業ができるための道具の工夫等、人的および物的な環境因子を意識していくことで、それぞれの障害者スタッフの仕事でのパフォーマンスが上がっていくことを確信しました。「障害があるからできない」と可能性を閉ざしたり、障害当事者の頑張りだけで就職の成否が決まるのではないのです。「周囲の関わりや道具を工夫することで可能性が広がる」ことを頭におきながら、一般企業での支援に向き合う現在のスタイルは、障害者事業団の直接雇用の場で培われた確信が、なによりも根底にあると感じています。

### 3. 設置型障害者雇用支援センターを運営する中で育まれた方法論

～手さぐりで始めた就労支援も13年間の実践の中で「あるべき姿」が見えた

障害者事業団では、平成6年(1994年)の障害者雇用促進法の改正によって制度化された障害者雇用支援センターの指定を受けて、障害のある人への「一般企業で働きたい」という思いに応える取り組みを続けてきました。平成8年(1996年)に事業を始めたときは、大阪では唯一、全国でも6番目の取り組みでした。

障害者事業団の直接雇用の場で、障害者の就労がうまくいっていることから、「企業の中でも障害者が生き活きと働けることができるはず」という確信はあったものの、具体的な支援のすすめ方については、大阪障害者職業センターのカウンセラーの助言もいただきながら、手さぐりの部分も少なくありませんでした。

取り組みを重ねる中で、また、各地で地域レベルでの就労支援の取り組みが広がる中で確立されてきた方法論を貪欲に取り入れる中で、障害者事業団として障害者の企業就労支援に向き合う際の「あるべき姿」も見えてきました。

平成21年(2009年)11月発行の『障害者事業団だより』No.37でもお伝えしていますが、下記の点は、より多くの障害者の就労が実現できるためにも、これからも特に大切にしていきたい視点です。

- ① 障害当事者にとっても、受入れ企業にとっても無理がない就労につなげるための丁寧なジョブマッチングを心がけること
- ② 雇用受け入れ企業のスタッフによる障害者と関わる力を高めるナチュラルサポートの形成を意識しながらも、計画的かつ期限を定めない職場定着支援を続けていくこと

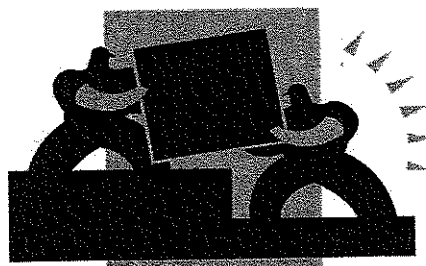
### 4. これからの課題

～組織としての支援者の層の厚さを維持するための継続的な人材育成の必要性

就労支援には終わりはありません。障害者事業団の就労支援が、個々の支援対象障害者や雇用受け入れ事業主にとって、いつまでも役に立つ存在であり続けるためには、支援スタッフが入れ替わったとしても、継続的に育成の質が維持されていかななくてはなりません。

また、就労移行支援事業と就業・生活支援センター、第1号職場適応援助者を合わせると、就労支援を担当するスタッフが10名以上に増えてきています。そんな中、特定の支援スタッフの卓越したスキルによる支援だけに任せるのではなく、一人ひとりのスタッフが専門職として、支援に向き合えることが必要です。そのためには、限られた期間で体系的に支援業務のポイントを伝えていく人材育成の仕組みを内部で作り上げていくことが大切になります。

障害者事業団の就労支援のルーツやポリシー、具体的な支援に向き合う姿勢等、これからも語り継いでいかななくてはならない支援業務のノウハウについては、可能な限り言語化を心がけ、障害者事業団らしい、よい支援を継承し、さらに発展させていくことがこれからの課題です。



# Viewpoint No.25

読者の皆さん、こんにちは。前回からのシリーズで、現在箕面市で自立生活をしている重度身体障害者市民の成功例や課題などを、書いてきました。今回は私自身の自立生活について、書きたいと思います。



## ●前回のビューポイントでは

私が自立生活をした理由や、以前から思っていた自立生活への思いについて、また、地域での住宅環境の整備がいかに大切で、ひいては、障害者市民の社会貢献ができるのではないかということを書かせていただきました。ピアカウンセラーの方々に重度身体障害者市民の自立生活に伴う住宅問題についてお話を伺う中では、現在でも、家主さんや不動産会社から家賃の支払いを心配されたり、入居差別をされたりしたこと、また、箕面市内では、身体障害者専用の福祉住宅が市の予算の都合で、なかなか建てられないことなどを伺いました。私も含め重度身体障害者市民の住宅環境の整備についてはどんどん意見を出していきたいと思いました。

## ●私の望む介助体制は！

さて、私のような、365日24時間常に介助者が必要な言語障害が強くある重度脳性マヒの身体障害者市民が、ひとたび自分の自立生活をしようと考えると、解決しないといけないことが色々あります。その中でも、自分に合った介助体制をしっかりと作れるかどうか重要です。私が自立生活に向かうまでの思いや、2009年7月の準備開始から2010年9月実際に自立生活に入るまでの一年余りの間に、私が経験した事を書いてみたいと思います。

## ●きっかけづくり

《2009年5月》

まず私が最初にしたことは、自立生活に一步踏み出すためにきっかけを、自分自身でつくることでした。私の場合は、四つ違いの兄の結婚をきっかけにしました。他人から見ると『かなり無理なこじつけをするなァー！』と思われるでしょう。私も冷静に見ると『かなり無理な理由づけだな。』と思うのです。でも私の中で、『何かのきっかけが無いと、養護学校の先輩や同級生のように、自由に自分らしい自立生活は無理だ。』と思い、自立生活への活動を開始しました。

## ●両親の説得とピアカウンセラーに相談

《2009年6月から8月》

自立生活の決意表明と応援をお願いする文章を、いつも自立生活のことやいろんな相談にのってもらっているライフタイムミントのピアカウンセラーの方、毎朝の食事介助などでお世話になっているヘルパーステーションの方、事業団に就職する前に通所していた施設の職員の方、そして、私の職場の方々にお届けしてアピールしました。内容は、『一生の夢である、自立生活をしてみたいと思います。だから、皆さんに自立生活の支援をしてください。』でした。それと同時進行で、

両親(特に母親)の説得をピアカウンセラーと一緒にしました。母からは最初、『浩志は重度な言語障害があるから、一人暮らしをしようと言葉がヘルパーさんに通じなくて、すぐに精神的や身体的に参ってしまうから、自立生活をしたくない気持ちはわかるけど、やめなさい。』と言われ、さらに『ケアホームなら、介助者が何人もいて介助も上手いだろうし、同じ障害の友達もいて話し相手ができ安心できるだろう。絶対に一人暮らしはダメよ。』と、一人暮らしについて、全く否定的な言葉しかありませんでした。しかし、父の体力も落ちてきているのが私にもわかり、このままでは母親一人が私の介助をしなくてはなりません。なおのこと、私の自立生活は必要だと思い、ピアカウンセラーの方と、本当に長年絶対にしたいと思い続けていた自立生活に向けて、懸命に取り組みはじめました。

## ●自立生活への道

《2009年9月》

ピアカウンセラーと私が中心となり、『高田浩志の自立生活サポート会議』というサポートチームを立ち上げました。月に一度のペースで自立生活のことについて、私に賛同して集まってくださった方々十名程と、いろんな意見を出し合い話し合いをしました。その会議の中で、『私の描く自立生活をするために、ヘルパーさんとの関係をどんなふうに構築したらよいのか?』について、時間をかけて話しをしました。私は、平日の月曜日から金曜日までは働いているので、週末の土日はどちらか一日をゆっくり休養しないと、次の週に疲れが出てしまいます。そのため、私はたまにしかガイドヘルプサービスを利用していませんでした。なので、まずは、私とヘルパーさんとの良好な関係づくりをしました。実際にヘルパーさんと外出して、私の食事介助やトイレなどの介助をやってもらいました。そして、私が一番気懸かりになっている言語障害については、私とのコミュニケーションをヘルパーさんに慣れてもらうため、出掛ける日程だけは事前に調整をし、ガイドヘルプの目的についてはガイドヘルプの当日に、いつも使い慣れた文字盤を使い文字拾いで、私の言葉をヘルパーさんに聞きとってもらいました。このようにして、私との意思疎通がスムーズにできるように慣れてもらうことにしました。その中で意思疎通にどれぐらい時間がかかるか、正確に通じているのか、介助をして難しかったこと等を、サポート会議の中で話し合ってもらい、ヘルパーさんに介助のスキルアップしてもらいました。そして、私もヘルパーさんたちとの意思疎通が『いかに早く、いかに正確に、楽にできるのか?』を自分なりに考え実行しました。

## ●自己決定の大切さ

《2009年12月から2010年3月末》



次の段階で取組んだことは、宿泊体験です。ケアホームの生活や自立生活などを体験できる施設(わんすてつぷ)があります。そこを特別に借りて、私とヘルパーさん 2 人と別に介助者の方一人の 4 人で、2 月と 3 月に 2 回の一泊宿泊体験をしました。私はここで 10 年前から 1 泊 2 日の宿泊体験を年に数回やっていて、最高 5 泊 6 日の宿泊体験も経験済みでした。だから、金曜日の夜から土曜日の朝までの、たった一泊ぐらい泊まることは、なんともないと思っていました。でも実際に私が主導で宿泊するとなれば、いろいろと決めないといけないことが多く、泊まりのヘルパーさんの手配や、泊まりでの食事のことなど、自己決定を迫られることになりました。今までとは、全く違う緊張感がありました。そして、介助してくれている方から『高田さん、この生活訓練ではあなたがここでの主役なのだから、自分から積極的に指示を出さないと、あなたの思っている自立生活は成り立たない。どんどんと指示を出していった方が良いでしょう。』との助言がありました。その他にも色んなアドバイスをもらい、それらを頭に入れて宿泊体験をしていきました。宿泊体験を終えると自立生活への思いは増すばかりで、言葉や介助などのいろんな課題がありました。頭の中だけでいくら考えていても堂々巡りするだけだと、思いきって次の段階に行くことにしました。

### ●新しい家探し

《2010 年 4 月》

それからしたことは、いくつかの不動産屋さんに連絡をとることです。HPで箕面市内の不動産屋を調べたり、探して欲しい家の条件をメールで送ったりしました。条件は、1.箕面市内(箕面市の福祉サービスを受けるため)、2.家賃が4万から7万円以内、3.駅やバス停から歩いて10分以内(ヘルパーさんの交通の便)、4.家の前にリフト車が駐車できるスペースがある(私は車で移動となるため)、4.インターネットができる、5.トイレや風呂場の広さはこだわらない(私自身が既存のトイレや風呂場は使用できないため)、以上の 5 つでした。ちょうどその頃、私と同じように自立生活をしようとする重度身体障害者市民の友達も家探しをしていました。その友達に紹介してもらった不動産屋で、駅から歩いて10分位の所に、古い2DKのアパートが見つかりました。6月に父が手術を受けることとなっていたことや、その他の諸々な理由があつて、私は躊躇することなくその2DKのアパートを借りることにしました。

### ●福祉サービスの変更

《2010 年 6 月》

次の段階は、自立生活の介助プランを作り、箕面市に福祉サービスの変更申請をすることでした。家族の介助は家族や身内がするものと思っている母が中心の介助体制を変え、少しずつ福祉サービスを利用するようになっていました。朝の食事介助やトイレ介助、更衣介助のために 2 時間ほどのヘルパー派遣のサービス、入浴サービスや、ショートステイなどを利用していました。でも、自立生活では『重度訪問介護』サービスを利用することになります。これは、介護度が高い身体障害者市民が24時間365日のヘルパー介護による自立生活を行うとき利用するものです。私の障害の状態とそれに伴う環境面での状況を踏まえて、受給時間が決められ

ました。現在、月曜日の夜から金曜日の朝まで新しい家へのヘルパー派遣、週末の金曜日から日曜日の夜までを実家で過ごすという形になりました。あとは、訪問入浴が週二回、デイサービスセンターの機械浴が週一回というものです。早いもので 8 ヶ月経ちましたが、ヘルパーさんの確保や介助に慣れてもらうなど、まだまだ私は手探りの状態で自立生活をしています。

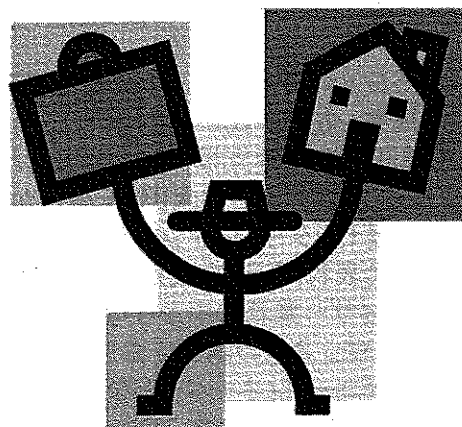
### ●一歩踏みだそう

自立生活を始めた今は、私の様子を見て母は、『私が倒れてからでは遅い。浩志の介助の方法やいろんなことを、ヘルパーさんたちに引継ぐことが今ならできる。もうこの辺が浩志と離れる良い潮時なのかな?』、とってくれているようです。

さてこの一年間に、私が経験をさせてもらったことを書いてみましたが、そこで、自立生活をしたいと考える、重度身体障害者市民の皆さんに言えることがあります。それは、『とりあえず自立生活へ、自分からきっかけを作り一歩踏みだそう。』ということです。いくら自分の頭の中だけで考えていても、全く前に進めないことが多いのです。『とにかく、自分からきっかけを見つけること。それは、どんな小さな出来事でも良いから。』と自立生活をしたいと思っている人に言いたいのです。そして、各地域に『障害者自立生活支援センター』がありますので、そこでピアカウンセラーの方々に、『どうしても自立生活をしたいんやー!!!』と熱く訴えてみて下さい。そうすれば、きっと自立生活への道筋が見えてくると思います。

さて、読者の皆さんはどう思われたでしょうか?それでは、今回のviewpointもお楽しみに。

担当、高田 浩志



## 平成21年度・平成22年度 障害者問題連続講座の報告

平成21年度は全体テーマを『ふるいカラを打ち破って、ヤワラカ頭で考えよう!障害のある人へのサポートの広がり』といたし、障害のある人への支援についてそれぞれ違った角度の切り口で、多様な分野での活動を紹介した。

**第1回目**(12月4日)は、ポーダレス・アートミュージアム NO-MA アートディレクターのはた よしこ氏から、「アウトサイダーアートの世界～障害のある人の芸術活動の自由さ、豊かさを語る」とのテーマでお話しいただいた。パリの美術館で開催されるアールブリュットジャポネ展に出展する作品の映像と併せて説明していただいた。参加者57名の方々からは「とても素敵な作品に圧倒された」「はたさんの絵画について心温まる説明に感動した」「『心を表現する絵画』がピッタリ」「障害はマイナスばかりではないと感じた」等との声をいただいた。

**第2回目**(2月5日)は、埼玉県立大学保健医療福祉学部教授の朝日 雅也氏から、「欧州の『保護雇用』を超えた新たな概念『社会支援雇用』の可能性」とのテーマでお話しいただいた。1.障害のある人の就労支援の本質とは、2.障害者雇用の動向、3.保護雇用とは、4.保護雇用から社会支援雇用へ、5.今後の展望、に添ってのお話であった。参加者74名の方々からは「『福祉は企業化へ企業も福祉化へ』『就労を基軸に生活課題を考える』が非常に参考になった」「ヨーロッパと比較して日本はこれ程違いがあるのに驚いた」等との声をいただいた。

**第3回目**(3月5日)は、それぞれ、株式会社プラスリジョン代表取締役の福井 佑実子氏からは「有機野菜で付加価値 食品加工委託で障害者支援へ」、「障害者とともに」を考える企画グループちまちま工房永田 千砂氏からは「おおつ働き・暮らし応援センターのファシリテーター活動を通して」、サポート21代表村岡 正次氏からは「民間企業への障害者雇用アドバイザー業務の中から考えること」とのテーマでお話しいただいた。3名の講師をお迎えして事業団常務理事の栗原久がコーディネーターとなり、様々な分野での実践に基づくお話をうかがった。参加者76名の方々からは「障害者のための新しい職場開発に繋がる夢のあるお話だった」「障害者の就労について別々の角度、立場からお話が聞けて良かった。」等との声をいただいた。

平成22年度は、全体テーマを『箕面市が提案した「社会的雇用による自立支援」～国制度化を実現するための道筋を、関連領域との連携から探る』といたし、「障がい者制度改革推進会議」を通じて、今まさに変革に関わっておられる3名の方々から直接お話をお聞かせいただいた。

**第1回目**(12月10日)は、障がい者制度改革推進会議構成員、法政大学名誉教授の松井 亮輔氏から、「何故、日本で保護雇用が制度化されてこなかったのか～EU 諸国における所得保障とリンクした取り組みから学ぶ」とのテーマでお話しいただいた。保護雇用についてEU諸国における所得保障とリンクした取り組みを紹介いただいた。参加者81名の方々からは「障害者の労働者性の確保と労働法規の適用との切り口からの話は参考になった」「EUと日本の障害者就労に関する根本的な違いがあることを実感した」等との声をいただいた。

**第2回目**(2月4日)は、障がい者制度改革推進会議議長代理、日本障害者協議会常務理事、きょうされん常務理事の藤井 克徳氏から、「福祉的就労に労働法規の適用を!～障害者権利条約、ILO(国際労働機関)への提訴等をめぐって」とのテーマでお話しいただいた。福祉的就労の労働法規適用、障害者権利条約について、又、ジュネーブのILO本部へ直接提訴に向かわれた臨場感溢れるお話であった。参加者96名の方々からは「"対角線モデル"は必要な考え方」「障害者の労働条件の背景と政策の未整備さを知った」等との声をいただいた。

**第3回目**(3月4日)は、内閣府障がい者制度改革推進会議担当室室長の東 俊裕氏から、「障がい者制度の抜本的な変革を!～障がい者総合福祉法(仮称)、差別禁止法、障害者基本法改正への展望」とのテーマでお話しいただいた。障害の定義について社会的モデルの具体例を挙げてのお話や、障害者基本法改正案が政府内部での最終調整等に入っていること等をお話しいただいた。参加者104名の方々からは「社会モデル、医療モデルの話は目から鱗」「『障害の違いにより立場も違うが、違う立場である障害者が力を合わせて権利条約を作り上げた』ことについて理解できた。」等との声をいただいた。

# 働く顔

箕面市障害者事業団で働く障害者職員一人一人にスポットをあて、紹介しています。第3回目の今回は、緑化部門で働く東武さんをご紹介します。



東さんは事業団で働き始めて21年になります。現在グループホームで生活しており、そこから毎日、自転車で通勤しています。箕面市の総合保健福祉センターライフプラザという所で施設内外の緑化管理業務を市から事業団が委託を受け、そこで、障害のある職員も障害のない職員も全員で6名が共に従事しているのです。

緑化管理とはどのような業務かといいますと、敷地内の雑草を取る除草作業や、同じく敷地内の花壇スペースへの花の植栽、また、施設内では観葉植物の管理業務なども行っています。

東さんは緑化部門で一番ベテランの職員です。足が不自由ですが、小さい頃、自転車は乗れるように父親とかなり特訓したようです。何事にも前向きな東さんは緑化部門の業務も進んで行きます。特に施設内の掃き掃除はスタッフの中でも一番上手に行えます。ほとんど決められた業務は黙々とこなすのですが、花の植栽については特に拘りが強く、時々、他の業務を行っていても「植え付けはまだですか？」ということをしつこく繰り返すことがあります。そんな時は、植え付けをする前には何をしなければいけないか、除草作業も花壇をきれいに保つために必要な仕事ですよ、と他のスタッフが声かけを行います。

東さんにとって花壇に花を植えるということは、はっきり自分たちが行った作業ということが一番分かりやすく認識できる業務なのかも知れません。だから東さんはライフプラザを訪れた人が一番目につく花壇への花の植栽に拘りがあるように思います。

自分の働きによって、花壇がきれいになり、そ

れを街行く人たちに観賞してもらえることが本人のやり甲斐になっているのです。

年末年始休暇の時は実家に帰り、家族の皆と吉本新喜劇を見に行くのが東さんの年間行事の一つとなっているようです。自分が働いた給与によって余暇に出かける資金が来ているということを利用している。現在、グループホームを利用して事業団で仕事をし、週末には自宅に帰るといふサイクルが東さんの中で出来上がっています。働くことによって自分が社会に関わり、それによって社会の一員になることで、充実した毎日を送るといふ、この当たり前のことが障害のある人にとっては難しい場合が多いのです。少しのサポートがあれば作業を行うことは可能なのに、そのサポートがない環境、あるいは仕事は一人で行えるのに、住む所や生活面でのサポートが無ければ困難な人は少なくありません。

私たち、障害者事業団は、障害のある人も、そうでない人も共に社会に参加して当たり前に暮らすという、正常な社会のあり方「ノーマライゼーション」を理念におき、日々進んでいます。それには、事業団だけではなく、いくつもの地域の力が必要不可欠であることは言うまでもありません。今回、東さんの事例から就労面では私たち事業団が行い、生活面ではグループホーム等の地域の力があり、その両方がうまくかみあってはじめて一人の人が当たり前に地域で生活が出来るのだという事を、毎日、活き活きと元気にライフプラザに自転車で出勤する東さんを通して改めて感じています。

## お知らせ1

**NHK 教育テレビ**で、箕面市の社会的雇用の取り組みが放送されます。ぜひご覧下さい。

1. 番組名：福祉ネットワーク

「障害者の“働く”を支える ー大阪・箕面市 社会的雇用の取り組みー」

2. 日時：平成23年6月20日(月)午後8時から8時29分

再放送 6月27日(月)午後0時から0時29分

## お知らせ2

**かやの広場**(箕面マーケットパークヴィソラ南面)において、箕面農産物の朝市直売所を週2回オープンしています。地元農家さんの新鮮な農産物を豊富に揃えています。地元箕面でとれた農産物をご賞味ください。

1. 名称：箕面中央朝市

2. 場所：かやの広場 北エリア

3. 開催日時：毎週(年末年始除く)日曜日と水曜日の午前10時から正午(売切れ次第終了)

## < 編集後記 >

3月11日の東日本大震災が起きたとき、ある新聞社の取材を受けていた。記者さんはすぐに、本社に呼び戻され、ただごとではないことが、大阪にいても感じられた。その後、入ってくる情報は、この世のものとは思えないものばかりだったが、亡くなった方々、被害に会われた方々にとっては、この世のもの以外の何ものでもない。「機関誌など出してよいのか？郵便量は減らさないかと迷惑ではないか？」と思い立ち、3月発行を延期した。

箕面市は3月13日から迅速に義援金活動を開始、市社会福祉協議会も救援物資の受付をスタートした。障害のある職員向けにルビをふった義援金・救援物資募集のチラシを作った。すぐに反応があり、何回かに分けて市や社会福祉協議会に届けた。

表紙のイベントでは、バザー売上の全額が「ゆめ風基金」に寄附された。その額は220万円、それまでに寄せられたものと合わせ、715万円が主催者である豊能障害者労働センターから同基金に送られたという。

「ゆめ風基金」とは阪神淡路大震災を機に設立されたNPO法人で、被災障害者の支援を目的に、必要などころに直接お金を届ける活動をされ、震災直後から現地に入られている。表に出てこない被災障害者の実態を、丹念に把握されているという。日々の事業を精一杯行いつつ、こうした最前線に立つ人びとに、支援の支援の支援・・・という形でも微力ながら、つながっておきたいと痛切に思う。

(K)

# KSKQ

障害者事業団だより No. 40  
発行日 / 2011年6月30日

編集人 / 財団法人箕面市障害者事業団 (理事長 尾池 良行)

〒 562-0015 大阪府箕面市稲1-11-2 ふれあい就労支援センター4階

TEL 072-723-1210 / FAX 072-724-3383

ホームページ <http://www.minoh-loop.net/>

Eメール [info@minoh-loop.net](mailto:info@minoh-loop.net)